



教 学 第 1080 号
教 保 第 427 号
令 和 3 年 9 月 16 日

各県立学校長 様

学 校 教 育 室 長
保 健 体 育 課 総 括 課 長

岩手緊急事態宣言解除に伴う学校における対応について（通知）

岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部は、第 41 回本部員会議（令和 3 年 9 月 16 日）を開催し、岩手緊急事態宣言（令和 3 年 9 月 9 日改訂）について、令和 3 年 9 月 16 日をもって解除することといたしました。

ついては、岩手緊急事態宣言解除に伴う教育活動について、下記のとおり適切に対応するようお願いいたします。

なお、学校における新規感染者数の抑え込みを最優先として、引き続き感染拡大防止対策を徹底するようお願いいたします。

記

1 教育活動について

- (1) 校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）については、外部との接触がある活動内容を見直し、適切な感染防止対策を徹底すること。
- (2) 文化祭等の学校行事は、地域の感染状況等を踏まえ、学校長が慎重に判断すること。
- (3) 公共交通機関による通学での密を避ける必要がある場合には、時差通学を実施すること。

2 部活動について

- (1) 実施については、地域の感染状況や競技特性及び活動形態等を踏まえ、慎重に判断すること。
- (2) 当面、活動時間は、可能な限り時間短縮を図ること。
- (3) 当面、練習試合及び合同練習については、「県外へ移動しての活動」「県外の学校等との活動」は、原則「禁止」とする。
- (4) 上記の内容以外については、「県立学校の部活動について（令和 3 年 4 月 6 日通知）」を確認し、感染症対策を徹底した上で活動すること。

【担当】

- | | |
|-------------|---------------------------|
| ○教育活動に関すること | 学校教育室高校教育担当（019-629-6140） |
| ○部活動に関すること | 保健体育課学校体育担当（019-629-6190） |